

第3期我孫子市子ども発達支援計画(第3期障害児福祉計画)(案)に対する意見募集(パブリックコメント)結果の公表

お寄せいただいた意見及び意見に対する市の考え方を公表します。

■ パブリックコメントの結果

第3期我孫子市子ども発達支援計画(第3期障害児福祉計画)(案)についてパブリックコメントを実施したところ、次の結果になりました。貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。

- 1 募集期間 令和5年12月26日(火曜日)から令和6年1月25日(木曜日)まで
- 2 提出人数 4名
- 3 意見総数 21件
- 4 公表場所

子ども相談課、こども発達センター、行政情報資料室(市役所本庁舎1階)、各行政サービスセンター、生涯学習センターアビスタ、湖北地区公民館、市民プラザ、各近隣センター、我孫子市民図書館湖北台分館及び布佐分館

- 5 意見公募した内容 第3期我孫子市子ども発達支援計画(第3期障害児福祉計画)(案)(別紙参照)
- 6 意見と意見に対する市の考え方

整理番号	提出された意見		意見に対する市の考え方
1-1	意見	P10、P33の「発達支援の拡充」にある「ペアレントプログラム」を保護者向けに募集してほしいです。5人といわず、各中学校地域に5人くらいのニーズはあるとおもいます。	保護者が子どもの発達特性を理解し、必要な知識や対応方法を身につけること、また同じ悩みを持つ保護者が集まり、子育ての悩みや学びを共有することは大切なことだと考えています。 ご提案いただいたご意見を踏まえて、本計画に基づき、家族支援の充実に取り組んでいきます。
	理由	「ペアレントプログラム」は医療でもなかなか募集していなく、しかし発達障害のある子どもを抱える親は、どう対応していいか家庭でも困っています。求めているのは、具体的な手立てです。市で開催していただけると、営利目的ではないという安心感にもつながるので、ぜひおねがいします。	

整理番号	提出された意見		意見に対する市の考え方
1-2	意見	P38「学習支援員派遣」→支援員の質・量ともにふやしてほしいです。	<p>教育振興基本計画の中で、全ての子どもたちの困難さを軽減できるよう、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応する教育を推進し、特別支援教育の充実に取り組んでいます。</p> <p>学級支援員については、人材に限りがある中、配置の必要性を巡回事業で見極めながら決定します。研修会を開催し、学級（教科）担任を補助しながら、学級支援員としてどのように児童生徒に関わっていったらよいか研修を実施しています。</p>
	理由	<p>支援員があきらかに必要というケースで、ついていない場合があります。先生がものすごい怒っていたりして、あきらかにまちがった対応とおもわれます。</p> <p>先生が怒っているクラスでは、HSCなどの繊細な子どもは居場所をなくし、学校に行きづらくなってしまいます。ぜひ、支援員をふやして、クラスを安定した雰囲気にしてほしいです。</p>	
2	意見	<p>第4章「施策の推進」の2「発達支援の拡充」の（4）児童通所支援事業について（P31）</p> <p>「医療型児童発達支援」にかかる見込み値について、各年度全てゼロということは、全く取り組まないということでしょうか。</p> <p>そうだとすれば、なぜ取り組まないのか、きちんと注釈を加えて頂きたいと思います。</p> <p>また、サービス提供が必要となる際はその体制をしっかり整え対応する計画であるならば、その趣旨又は数値見込みを記載することが適当だと思います。</p>	<p>現時点では見込み値はゼロですが、サービスを必要とする子どもについての相談が入り次第、調整できるよう関係機関と連携していきます。</p> <p>なお、「医療型児童発達支援」については、県からP31上欄の「児童発達支援」に統合するようにとの指導がありましたので、当該項目については、表から削除いたします。</p>
	理由	意見の趣旨のとおり。	
3-1	意見	私のような外見からは全くわからない（わかりにくい）特性や障害のある人に対する取り組みを充実させて下さい。	<p>児童通所支援事業所に対して、支援内容を確認し、助言を行う施設巡回ができる仕組みを作り、サービスの質の向上や不正、虐待の防止に努めます。そのために、事業所に対して発達特性の理解を促</p>
	理由	私や私と同じような特性のある人には、福祉のサービスがないので。	

整理番号	提出された意見		意見に対する市の考え方									
3-2	意見	私が以前通っていた放課後等デイサービス事業所では、私の困っている事を知らせたのに私への話しかけ方に工夫をしてくれなくてつらかったです。市役所は事業所に教えるしくみを作ってほしいし、計画に書いてほしい。いろいろな障害にあった接し方を学んでほしい。	し、関わり方や環境調整に関する研修の場を提供できるようにしていきます。									
	理由	事業所で働く人たちにもっとよいサービスをしてもらうために、学習するしくみを作ってほしいから。										
3-3	意見	私はいろいろな音がよく聞こえてしまって頭の中がごちゃごちゃになってイライラしてストレスが多く、すぐに疲れてしまいます。事業所では子どもがひとつの部屋にいっぱいいて、他に休む場所はありませんでした。休める部屋を作ってほしかったです。市役所や県庁は事業所にきちんと教えることをこの計画にも書いてほしい。										
	理由	事業所に教えることを市役所や県庁の仕事としてきちんとしてほしいから。										
4-1	意見	<p>P7のコラム「合理的配慮の提供」について、ご意見ありがとうございます。</p> <table border="1" data-bbox="535 1054 1261 1224"> <thead> <tr> <th></th> <th>行政機関等</th> <th>事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不当な差別的取扱い</td> <td>禁止</td> <td>禁止</td> </tr> <tr> <td>合理的配慮の提供</td> <td>義務</td> <td>努力義務 ⇒ 義務</td> </tr> </tbody> </table> <p>R6年4月1日から、合理的配慮の提供が義務化されます！を追加して下さい。</p>		行政機関等	事業者	不当な差別的取扱い	禁止	禁止	合理的配慮の提供	義務	努力義務 ⇒ 義務	<p>合理的配慮の提供のコラムについて、ご意見ありがとうございます。</p> <p>このコラムは「合理的配慮」を初めて知る人がイメージしやすいよう、平易な表現でわかりやすく物理的環境の配慮を例に挙げて紹介しています。スペースに限りがあり、お伝えしたいことの全てを掲載することができないことをご理解ください。</p>
	行政機関等	事業者										
不当な差別的取扱い	禁止	禁止										
合理的配慮の提供	義務	努力義務 ⇒ 義務										

整理番号	提出された意見		意見に対する市の考え方
	理由	<p>R 3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。R 6年4月1日に施行されます。計画というのは、今後3年間どうやって共生社会を実現していくのかを書くものだと思うので、上記表のようにわかりやすく伝えていく必要があると思うからです。</p>	
4-2	意見	<p>P 7のコラム、障害者差別解消法では、行政機関等及び事業者に対し、障害のある人への障害を理由とする「不当な差別的取り扱い」を禁止しています。のあとに、『障害のある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて「共生社会」を実現することを目指しています。』を追加して下さい。</p>	
	理由	<p>障害のある人は申出ができること、事業者や行政機関等は申出に対して、合理的配慮の提供などしていくことで、目指すものは「共生社会」なのだと書くことが、法の期待すること理念に基づくことだと思うので。周知する意味もあるので書く必要があります。</p>	
4-3	意見	<p>P 7コラム 例えば、以下を、次のように変更して下さい。「物理的環境への配慮・意思疎通への配慮・ルール慣行の柔軟な変更などの合理的配慮を講じます。」</p>	
	理由	<p>合理的配慮の提供の例として、車いすの例をあげるだけでは不十分かつ、現在の法の趣旨にあっていません。車いすの例は物理的環境への配慮にすぎません。内閣府の作成しているパンフレットのように、わかりやすく法の理念を伝える必要があると思います。</p>	
4-4	意見	<p>P 7コラムに 合理的配慮の提供における留意点（対話の際に避ける</p>	

整理番号	提出された意見		意見に対する市の考え方
		べき考え方) 「前例がありません」「特別扱いできません」「もし何かあったら…」「〇〇障害のある人は…」を追加して下さい。	
	理由	合理的配慮を提供する側が、障害のある人と相互理解を深め、共に対処案を検討していくことが重要です。その際に留意すべき大事な観点であると思うからです。(参照、内閣府政策統括官付障害者施策担当「R6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます!」)	
4-5	意見	P7コラム内に、「障害の社会モデルの考え方を踏まえていて、いわゆる障害者手帳の所持者に限られないことを追加、社会的障壁を除去するために、必要かつ、合理的な取組であること」を追加して下さい。	
	理由	障害者差別解消法の対象となる人を明示して下さい。この計画は今後3年間我孫子市の進む道を示すもので、これらの対応が適切になされる必要があるため。	
4-6	意見	P36、「地域の児童通所支援事業所に対するスーパーバイズ、コンサルテーションの支援体制を構築します。～中略 サービスの質の向上や不正、虐待の防止に努めます。」と計画に盛りこんでくれて良かったです。ありがとうございます。この文章の中に施設巡回を実施し、とあるので、見込値と事業名も追加して下さい。	<p>スーパーバイズ、コンサルテーションについては、事業手法が確定していないため、見込み値を設定することはできません。支援体制構築後、数値目標を立てていきます。</p> <p>ご提案いただいた意見を踏まえて、本計画に基づき、地域支援の充実に取り組んでいきます。</p>
	理由	見込値と事業名が計画に書いてあることで実施されると思うからです。 事業所での虐待は、あってはならないことだと思うからです。	

整理番号	提出された意見		意見に対する市の考え方
4-7	意見	P36、(1) 専門職員による訪問・相談について発達支援が必要な子は増加傾向に転じている（P1より）とありますが、巡回相談の見込値は減になっています。巡回相談は増加して下さい。	巡回相談の目的は保育者支援としています。心理相談員が市内の幼稚園、保育園、認定こども園等を巡回し、園内で何らかの課題を抱えている子どもの対応について、保育者へ助言を行い、保育者のスキルアップや子どもが安心して過ごせることを目的としています。 ご提案いただいた意見を踏まえて、本計画に基づき、地域支援の充実に取り組んでいきます。
	理由	発達支援が必要な子が増加傾向にあるならば巡回相談も増加が必然のほうです。	
4-8	意見	P4図には、グレーゾーンの子も発達に支援が必要な子どもと書いてありますが、この計画の中では、どの事業で支援していくのかがわかりません。明確に示してほしいです。	本計画の対象は、0歳から18歳に達する日以後の3月31日までの間にある発達に支援が必要な子どもとその保護者です。我孫子市では、医学的診断のついている子どもに加え、集団での活動に苦手さがある子どもや、コミュニケーションの苦手さから人と関わることに難しさのある子どもなど、いわゆる「グレーゾーン」に含まれる子どもも、発達に支援が必要な子どもととらえ計画の対象としています。
	理由		
4-9	意見	P37の図中、教育研究所の名称では古いです。教育相談センターと名称を変更して下さい。	図中の表記を「教育相談センター」に修正します。
	理由	我孫子市のホームページには、教育相談センターと表記してあるため。	
4-10	意見	P36 スーパーバイズ、コンサルテーションの文言をP37の福祉サービスと関係機関の関係図にも記入して下さい。 P43の療育・教育システム連絡会イメージ図にも記入して下さい。	地域の児童通所支援事業所に対するスーパーバイズ、コンサルテーションについては、今後事業化し、具体的な支援体制の構築を進めます。

整理番号	提出された意見		意見に対する市の考え方
	理由	スーパーバイズと連携の意味は違います。	
4-11	意見	<p>P2、本計画は、ライフステージに応じた一貫した支援体制を体系的、計画的に執行するための指針となるものであり、今後実施していく事業の基本となるものです。と書いてありますが、事業名がたりていないと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■公立小中学校への連携とスーパーバイズ ■子どもに関わる関係機関職員資質向上 ■各支援機関とのネットワークを用いた相談支援 (保健センター・発達センター・各教育機関・各相談支援事業所・教育相談センター・CAS等) ■発達障害について普及・啓発 <p>以上を追加して下さい。</p>	<p>いただいたご意見にある内容は、現行の事業の中で確実にできるよう計画の進捗を管理し、事業を進めます。</p>
	理由	<p>子どものライフステージ全てで、適切な対応がされていたら、不登校やひきこもりや自殺・自傷行為など二次障害・三次障害は回避できる可能性が高まると思うからです。</p>	
4-12	意見	<p>P22、発達の遅れ、歪み、偏りという表現は、保護者は傷つきます。発達特性という言葉に変更してほしいです。</p>	<p>ご提案いただいたご意見を踏まえ、別紙のとおり修正します。</p>
	理由	<p>子どもに発達の遅れ、歪み、認知の偏りがあると捉えるのと、発達特性があるから、特性を理解して対応しようとするのでは、後者のほうが子どもにとってよいと思えるからです。遅れ、歪み、認知の偏りがあるという表現は、なにかと比較していますか？多様性を認めない考えだと思います。</p>	

整理番号	提出された意見		意見に対する市の考え方
4-13	意見	P30 ペアレントプログラムの見込値を増加させて下さい。プログラムの周知を困っている保護者にむけてお願いします。	保護者が子どもの発達特性を理解し、必要な知識や対応方法を身につけること、また同じ悩みを持つ保護者が集まり、子育ての悩みや学びを共有することは大切なことだと考えています。 ご提案いただいた意見を踏まえて、本計画に基づき、家族支援の充実に取り組んでいきます。
	理由	子どもに対して適切な対応を知りたい保護者は、年間5人ではないと思うからです。各小学校に5人くらいの割合で希望者がいると思います。	
4-14	意見	P38、小中学校に通う発達に支援が必要な児童生徒という表現は、学齢期の子どもという意味でしょうか。	当計画では、学齢期の子どもを「小中学校に通う児童生徒」と表現しています。ご指摘に伴い、学校に通っていない学齢期の子どもは除外されているという誤解を招かないために、別紙のとおり修正します。
	理由	通っていない子（不登校）は対象外なのではないかと思ってしまいました。	
4-15	意見	当事者が読んだら怒りや無力感を感じてしまうような表現が多く驚きました。 障害のある人もない人も互いにその人らしさを認めあいながら共生社会を実現することを目指しているのですよね？ その一助となるような計画の立案をお願いします。	いただいたご意見を踏まえながら、引き続き発達に支援が必要な子どもとその家庭の抱えるニーズに対応できるよう努めます。
	理由		

7 内容の修正について

寄せられたご意見に基づき、第3期我孫子市子ども発達支援計画（第3期障害児福祉計画）（案）を別紙のとおり修正しました。

8 担当 我孫子市役所 子ども相談課 通所・相談支援係 TEL：04-7185-1111（内線470）